鳥取県境港市	広島県広島市中区八丁堀二番地十五号 国土交通省中国地方整備局建政部内 電話　〇八二（二二二一）九二三二
徳島県徳島市、高知県中土佐町、四万十町	香川県高松市サンポート三番三三号 国土交通省四国地方整備局建政部内 電話　〇八七（八一一一）八三一四
福岡県春日市、大分県津久見市	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番七号 国土交通省九州地方整備局建政部内 電話　〇九二（四七一一）六三三二

七　閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、右記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。

八　誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているので、名目印章を持参すること。

九　誤り等訂正申し出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第６８号
横浜市西区中央１丁目28番13―305号
債務者　徳永　周彦
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　有佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月14日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８５４号
神戸市東灘区本山中町２丁目６番20号　アコーズタワー神戸本山302号、従前の住所神戸市東灘区住吉台９番２―101号
債務者　森井建築事務所こと　森井　唯好
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　孝治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３９号
神戸市中央区山本通４丁目18番15号　メゾン諏訪山101
債務者　焼鳥蔵こと　松村憲太郎
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　昌明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月27日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２号
岡山県津山市野介代1502番地２、従前の住所兵庫県姫路市木場前中町51番地５
債務者　神田　明郎
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　孝弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月５日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４号
愛媛県北宇和郡松野町大字豊岡3173番地
債務者　亀川　博之
1　決定年月日時　平成27年３月13日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第２６８号
佐賀市末広２丁目２番22号
債務者　中島　文子
1　決定年月日時　平成27年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　力久　尚子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０号
福岡県遠賀郡遠賀町浅木２丁目21番１号　リビエール浅木203号
債務者　高林　昭利（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天久　泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２５号
北九州市八幡西区光明２丁目３番１―307号
債務者　藤村　修
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清成　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４６０号
北九州市八幡西区紅梅１丁目１番８―1011号
債務者　岡田　恵子（旧姓英保）
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　雄也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５８５号
北九州市小倉南区北方３丁目56番４―302号
債務者　三原　達也
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春田　康秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４９号
北九州市門司区稲積２丁目２番20―301号
債務者　辻　聖佳（旧姓古谷）
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　典子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月25日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１８号
愛知県岡崎市大幡町字東方便野55番地
債務者　岡田自動車販売こと　岡田　幹裕
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月１日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第７３号
北九州市八幡西区熊西１丁目３番22号　205号
債務者　浦　昌照
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　緒方　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月25日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部